

基本施策評価シート

基本施策最終評価
B

基本施策通し番号 7
 基本施策 障害のある人への支援
 構成施策

施策番号	施策名	施策最終評価
施策1	障害のある人への理解の促進	B
施策2	障害福祉サービスなどの提供と支援体制の充実	A
施策3	児童デイサービスセンターの充実	A

成果指標

指 標	内 容	令和2年度 目標	令和元年度末 実績	単 位	令和元年度の成果の検証
障害者相談支援センター相談件数	福祉サービスの利用支援等の年間相談件数	3,300	3,750	件	相談内容が幅広くなっているが、相談者に応じたきめ細かな対応を行い、適切なサービス提供に繋げることができた。
障害者が一般就労した件数	ハローワーク大野を通して就職した年間件数	35	38	件	障害者の就労を受け入れる事業所の紹介や、障害者相談支援センター、ハローワーク等の連携による就労支援により、障害者に一般就労を図ることができた。
児童デイサービスセンター利用件数	くれよん教室を利用した年間療育件数	750	1,160	件	保育園や小学校などの関係機関との連携強化により、気がかりな児童や障害のある児童を早期発見し、児童デイサービスセンターの利用につなげるとともに適切な支援を行うことができた。

後期基本計画策定時の「現状」と「課題」

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化、核家族化などにより在宅での支援機能の低下が進んでいる。 ・精神障害や発達障害のある人が増加し、また、相談支援や障害福祉サービスなどの利用者が年々増加してきている。 ・障害者の就職状況が厳しい状況にある。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や障害のある人への理解の促進 ・障害者相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実 ・生活支援・就労支援の充実による障害者の自立促進 ・障害児のライフステージに応じた一貫した支援体制の充実

社会情勢・市民ニーズの変化

・全国障害者スポーツ大会(平成30年度)の福井県開催を契機に、障害者の自立と社会参加の促進を推進する「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」と、手話の普及を推進する「福井県手話言語条例」が施行(平成30年4月)された。本市においても、「大野市手話言語条例(平成30年8月)」を制定し、障害や障害のある人への市民理解の促進を図る事業を実施している。

・障害者の生活と就労支援の一層の充実、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進、障害児支援の拡充などを図るための関係法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されている。障害者雇用率(法定雇用率)も、平成30年4月1日から改正された。

・保護者の高齢化に伴い、自分が亡くなった後の障害者の生活に不安を感じている保護者が増えている。

現在の「現状」と「課題」

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターの相談件数、障害福祉サービスの利用が増加している。 ・障害福祉関連の法整備が進んでいるが、市民の障害理解が十分には進んでいない。 ・児童デイサービスセンターにおいて、専門スタッフによる適切な発達支援サービスを提供できている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や障害のある人への市民理解の促進 ・生活支援の活用による障害者の日常生活の支援と家族負担の軽減 ・就労支援の充実による障害者の経済的自立の支援

基本施策の「成果」

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターを中心に、日常生活や就労上の心配事や不足している援助などについて、適切な相談支援を行うことができた。 ・身体障害や知的障害、精神障害、発達障害などの障害の特性に応じ、居宅介護(ホームヘルプサービス)や生活介護(デイサービス)、就労支援サービスなど、適切な障害福祉サービスを提供することができた。 ・奥越地区障害者自立支援協議会と連携し、奥越特別支援学校の学校祭に出展し、車いす利用者への配慮などについて普及啓発するなど、障害理解を深めることができた。 ・保育園や小学校などの関係機関との連携により、気がかりな児童を早期に発見し、速やかに児童デイサービスセンターに繋げるなど、相談支援体制の充実を図ることができた。また、保育所等訪問支援事業の実施により、保育士等への技術的な助言を行うとともに、障害児本人に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行うことができた。
-----	--

改善点

・引き続き、奥越地区障害者自立支援協議会において、各種課題を整理、確認し、解決に向けて、関係機関・団体などと連携し障害者支援を推進していく。

・地域が連携、協働し障害者が地域の中で自立できる体制づくりや、一般就労を支援していくための自立生活援助や就労定着支援の利用体制の整備を図っていく。

・手話言語条例の制定を契機に、小・中学生を対象にした福祉体験学習や市民向けの簡単な手話講座などの啓発事業の充実を図り、また、県の福井県共生社会条例の取り組みと連携し、市民の障害に対する理解を深めていく。

・事業者等にユニバーサルデザインに対する理解を促進するとともに、障害者雇用の啓発を図っていく。